

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成26年10月29日

水 曜 日

第 3831 号

目 次

告 示

○市街地再開発組合の事業計画の変更の認可	1
○道路の区域変更	2
○道路の供用開始	3

告 示

富山県告示第462号

市街地再開発組合の事業計画の変更の認可について

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第2項において準用する同法第17条の規定により、次のとおり総曲輪西地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同法第38条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により公告する。

平成26年10月29日

富山県知事 石 井 隆 一

1 組合の名称

総曲輪西地区市街地再開発組合

2 事業施行期間

変 更 前	変 更 後
設立認可公告の日から平成28年9月30日まで	設立認可公告の日から平成29年3月31日まで

3 施行地区

富山市総曲輪通り三丁目 1番1から1番10、9番1から9番28

富山市一番町 1番5、1番6、1番8から1番10、1番15

ただし、別紙図面表示のとおり

4 事務所の所在地

富山市大手町 5 番12号

5 設立認可の年月日

平成25年 2 月 15 日

6 事業計画の変更の認可の年月日

平成26年10月22日

(「別紙図面」は省略し、富山県土木部建築住宅課に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第463号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において10月29日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成26年10月29日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 高岡環状線	高岡市蓮花寺 217番 5 地先 から 高岡市上伏間江58番地先ま で	変更前	A	最大 27.7 最小 6.0	3028.4	高岡土木 センター
			B	最大 55.1 最小 5.5	2900.8	
		変更後	B	最大 55.1 最小 5.5	2900.8	

富山県告示第464号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において10月29日から1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成26年10月29日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 高岡環状線	高岡市蓮花寺 217番 5 地先から 高岡市上伏間江58番地先まで	平成26年10月29日	高岡土木 センター

